相続になった際、手続きに期限があるものが3つあります。

●相続放棄：3か月以内

亡くなった方の遺産（プラスの財産）よりも借金が多かった場合などで、相続放棄をするには3か月以内に家庭裁判所で手続きをします。

●準確定申告：4か月以内

賃料収入や株の配当など所得があって確定申告をしている方は、亡くなった年の分については4か月以内に確定申告を行います。

●相続税の申告・納税：10か月

遺産が基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人数）未満なら、相続税の申告は必要ありません。これを超える遺産がある場合には、10か月以内に相続税の申告・納税が必要です。納税は現金一括納付が原則です。昔は、不動産を物納するということもできましたが、今は要件が厳しくなってしまったので、物納はできないと思っておいたほうがよいでしょう。

地主さんなどで財産がたくさんあるご家庭は、数百万円、数千万円もの税金を10か月以内に現金で一括で支払わなければなりません。この多額の現金を10か月以内に用意するのは困難を極めます。相続税がかかりそうなご家庭は、

□　相続税がいくらかかるのか？

□　税金をどのように準備するのか？

を生前に考えておいたほうがよいでしょう。これらの対策を検討したい方は当方にご相談ください。

●そのほか、預金の解約、不動産の名義変更（相続登記）などの手続きには期限がありません。ただし、期限がないからといってそのままにしておくと、相続に次ぐ相続でより面倒なことに。なるべく早めに手続きをされるとよいでしょう。

不動産や相続の様々なお悩みにお答えします

不動産　に関するご相談

- ☑ 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- ☑ 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- ☑ 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- ☑ 共有問題を解消したい

相続　に関するご相談

- ☑ 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- ☑ 相続でトラブルにならないように対策したい
- ☑ 相続税の対策を検討したい
- ☑ 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

紀伊国屋 住まいる株式会社
神奈川県小田原市鴨宮666番地の1
TEL：0465-20-8501
HP　http://www.i-kinokuniya.net

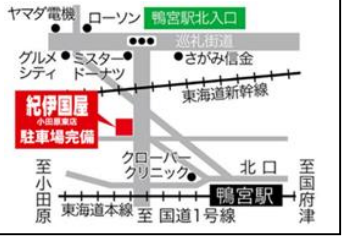

無料公開セミナー開催

家族の負担が軽くなる！
財産管理と認知症対策
【家族信託】

「とても分かりやすい」と93%の方にご満足いただいています！
お気軽にご参加ください。

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは？ しかし、認知症になって判断能力を喪失したり、事故や病気などで意思表示ができなくなると財産は凍結してしまい、預金の解約、建物の大規模修繕や解体・建て替え、不動産の売却ができなくなります。そうなると困るのは周りのご家族です･･･。

また、後見制度を利用すると家庭裁判所の手続きが面倒で、多額の費用がかかり、自宅を売却するのにも家庭裁判所の許可が必要です。

このような問題を解決するのが【家族信託】。事前の対策で手続きや費用の負担が軽減し、安心して生活を送ることができるようなります。

12月1日（土） 海老名市 文化会館 352号室
12月2日（日） 秦野市 本町公民館 集会室A
12月16日（日） 平塚市 商工会議所 第2会議室
1月20日（日） 藤沢市 商工会議所ミナパーク 505号室
1月25日（日） 小田原市 川東タウンセンターマロニエ 203号室
1月27日（日） おだわら市民交流センターUMECO 会議室7
各回ともAM9:45～11:45 先着12名 要予約

◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
- 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
- 行政書士
- 家族信託専門士
- 宅地建物取引士
- NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員
- 一般社団法人 家族信託普及協会 会員

◆参加者様の声◆

実家の父が昨年亡くなり、母が一人暮らしとなり、
母自身が自分が認知症になったらどうしようと心配している。
母がもし亡くなったら、兄も私も実家に住むことはなく
家を売却する事になるので、お話を伺えたらと
思いました。
家族信託について詳しいお話を伺え、とても参考に
なりました。
難しい話で、理解できるだろうか？と心配でしたが、
色々な事例を混えてお話して下さり、とてもわかりやすかったです。
ありがとうございました。

母が認知症になったら不安だった。
家族信託が必要であると感じた
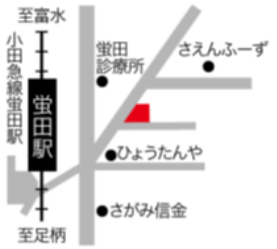
問い合わせ・お申し込み
行政書士長尾影正事務所
神奈川県小田原市蓮正寺370番地の68
TEL：0465-39-1900
HP http://www.yuigon-souzoku.info